

令和7年 第7回松山市教育委員会 定例会

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。

御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和7年第7回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に田中委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第27号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課の毛利でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1ページ、2ページをお願いします。

議案第27号「社会教育委員の退任及び委嘱 について」御説明いたします。

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員は、社会教育法及び松山市社会教育委員条例により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している社会教育委員のうち、4名が退任し、新たに4名の委員を委嘱するものです。

退任される方は、小中学校長会や小中学校PTA連合会、また人権教育推進協議会の役員交代に伴い、辞任願が教育委員会に提出されたものです。

また、今回、委嘱を予定している方は、それぞれ退任者の後任として各団体で就任されている4名の方々となっております。

なお、任期は、前任者の残任期間となりますので、令和7年7月9日から令和7年11月14日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第27号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第28号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3ページ、4ページをお願いします。

議案第28号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市公民館条例第3条により教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、公民館運営審議会委員のうち2名が退任し、新たに3名の委員を委嘱するものです。

退任される方は、各種団体の役員改選により、辞任願が提出されたものです。

また、委嘱を予定している方は、先ほどの退任者および、すでに退任された委員の後任の方であり、任期は、令和7年7月9日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第28号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第29号「松山市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

池内中央図書館事務所長から説明を求めます。

(池内所長)

中央図書館事務所の池内でございます。よろしくお願いいたします。

議案書5ページから6ページをお願いします。

議案第29号「松山市立図書館協議会委員の任命について」御説明いたします。

図書館協議会は、図書館法第14条に規定する館長の諮問機関で、その委員は図書館法及び松山市立図書館条例の規定により、教育委員会が任命することとなっています。

このたび、委員の任期が令和7年7月31日で満了するため、新たに委員の任命を行うものです。

今回、新たに委員をお願いするのは、小学校長会図書館担当の味生第二小学校校長の大野秀彦氏、中学校長会図書館担当の高浜中学校校長の小原里佳氏、清水小学校図書館運営支援員の木村英理子氏、椿中学校図書館運営支援員の山崎綾氏、

済美平成中等教育学校の司書教諭玉井喜久子氏、松山市立幼稚園教育研究協議会会長の三津浜幼稚園園長山下雅彦氏、松山市小中学校PTA連合会副会長の高市香織氏、えひめ紙芝居おはなし会の重永美樹子氏、まつやま子ども読書推進ネットワーク会議オブザーバーの白石直美氏、点訳ボランティア団体めばえの戸田敏子氏、絵本専門士の菅弥和乃氏、松山大学図書館館長の渡辺幹典氏の12名の方です。

なお、任期は令和7年8月1日から令和9年7月31日の2年間となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし。

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第29号「松山市立図書館協議会委員の任命について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

ここでお知らせをいたします。

松山市の教育委員会では教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることといたしておりまして、本日の定例会に1人の傍聴の方を許可しておりますので御報告いたします。

あわせてカメラの撮影等も許可をいたしておりますので、申し上げます。

傍聴人の方に申し上げます。

教育委員会の傍聴に当たりましては、議案報告等の案件に対して賛成あるいは反対の意見表示を

行ったり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき、非公開の議決があった場合には一時的に退出していただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは会議を続けます。

次に、日程第4 議案第30号「松山市渡部家住宅条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題といたします。

岸文化財課長から説明を求めます。

(岸課長)

文化財課の岸です。よろしくお願いします。

議案書7ページをお願いします。

議案第30号「松山市渡部家住宅条例の施行期日を定める規則の制定について」御説明いたします。

所有者から寄付を受けた、国の重要文化財である渡部家住宅を保存し、地域活動等に活用することにより、地域振興を図るための松山市渡部家住宅条例が、令和7年6月議会で可決されました。

今回の施行期日を定める規則は、同条例の付則に基づき、条例の施行期日を、令和7年9月7日とするものです。

以上で、説明を終わります。御審議の程よろしくお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(田中委員)

意見という訳ではないんですけども、私は以前、この渡部家住宅のすぐ近くの小学校に勤務しておりまして、6年生を受け持ったときに、歴史の学習で渡部家住宅に見学に行き、子どもたちとも学びを深めたことがございます。

江戸末期に建てられた本当に豪農の立派な建物で、さすが重要文化財に指定されていることだけはあるなと思ったんですけども、武家のような住宅の様式も加えられていて、子どもたちが本当に興味を持って見学した記憶があります。

住宅であるので、人が利用しながら保存してい

くということが長く保存していく一つのやり方だと思わすけれども、この機会に広く周知もしていただいて、利用とか活用を推進していただくとともに、素晴らしい渡部家住宅を皆さんにも知っていただき、重要文化財に指定されている価値というものを認めていただけたらありがたいな、嬉しいなと思った次第です。今後ともよろしくお願いいたします。

(岸課長)

まちづくり協議会の方とも、今回管理を委託するところがまちづくりのメンバーでもありますので、そちらの方々と協力しながら、学校をはじめ地域をまず盛り上げることから考えて、渡部家住宅を十分活用していきたいと思っております。ありがとうございます。

(教育長)

他に御意見等、ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第30号「松山市渡部家住宅条例の施行期日を定める規則の制定について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第31号「松山市渡部家住宅条例施行規則の制定について」を議題といたします。

岸文化財課長から説明を求めます。

(岸課長)

文化財課岸でございます。よろしくお願いします。

議案書12ページをお願いします。

議案第31号「松山市渡部家住宅条例施行規則の制定について」御説明します。

松山市渡部家住宅条例施行規則は、同条例第12条に基づき渡部家住宅の保存や管理をする上で、必要となる公開日や占有での使用日及び使用料の減免条件等を規定するほか、教育委員会事務局組織規則と職務権限規則の一部を改正し、文化財課及び課長に、松山市渡部家住宅に関することを追加規定するものです。

以上で、説明を終わります。御審議の程よろしくをお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見、御質問等はありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第31号「松山市渡部家住宅条例施行規則の制定について」を 原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6 報告第7号「令和7年度学校医の委嘱について」を議題といたします。

中村保健体育課長から説明を求めます。

(中村課長)

保健体育課の中村です。よろしくお願いいたします。

報告第7号「令和7年度学校医の委嘱について」説明いたします。

議案書・報告書の19ページをよろしくお願いいたします。

去る5月13日の定例会で報告させていただきま

した味生小学校の学校医佐々木憲二氏のご逝去・退任されたことに伴い、令和7年5月20日付で松山市医師会から後任の推薦がありましたので、令和7年6月1日付で松原寛氏を委嘱しました。

これは、学校保健安全法及び同法施行規則の規定による健康診断や保健指導等の従事にあたり早急に学校医を委嘱する必要があり、教育長の専決処分により委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、御報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はありませんか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

それでは、報告第7号「令和7年度学校医の委嘱について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第7 報告第8号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

越智教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(越智所長)

教育支援センター事務所の越智です。よろしくお願いいたします。

議案書・報告書21ページをお願いします。

報告第8号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」御説明します。

青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的に、市内各地で巡回活動を行う松山市青少年育成

支援委員は、松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱しています。

この度、7月1日付けで、教育支援センター事務所の職員1名が採用されたことに伴い、新たに1名を委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により処理しましたので、御報告申し上げます。

なお、任期は令和8年3月31日までです。

以上で、報告をおわります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第8号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

次に、日程第8 説明事項「学校給食での食物アレルギー症状発症事案について」を議題といたします。

中村保健体育課長から説明を求めます。

(中村課長)

保健体育課中村です。よろしくお願いします。

既に報道等でご存知かと思いますが、学校給食で食物アレルギー症状を発症する事案がありましたので、御説明いたします。

参考としてお手元に報道資料をお配りしていますので、そちらもご覧ください。

概要は、6月3日火曜日に、市立小学校の児童が、垣生学校給食共同調理場が提供する給食を食べている途中で、舌の違和感と腹痛があり、保健室で休ませながら抗アレルギー頓服薬を使用しま

したが、症状の改善が見られなかったため、エピペンを使用して病院へ救急搬送されました。

幸い、その日の夕方には症状が落ち着き、自宅に戻ることができ、翌日から登校しています。

保護者には、当日、学校長と調理場所長が謝罪を行い、保護者からは、発生原因の究明と再発防止策の提示を求められたため、6月4日水曜日に、学校給食を担当する保健体育課の職員が原因について調査を行うため、調理場を訪問し、アレルギー対応を担当している4名の栄養教諭等に状況を聞き取るとともに、原因と再発防止策について協議を行いました。

6月17日火曜日には、学校長と保護者に説明しています。

原因ですが、児童は複数の食物アレルギーを持っており、当日に提供された給食のうちキャロットスープのルーに、アレルギー対象となる小麦が含まれていたことによる誤食です。

本来は、調理場で除去食対応すべきところでしたが、アレルギー除去食を管理するシステムで、栄養教諭等の担当者が、児童の食物アレルギー情報を入力する際に漏れがありました。その後の担当者間のチェックでも、入力漏れに気付かなかったため、調理場への除去食調理のための指示書に誤りが生じ、学校にも正しい除去食の情報が伝わらなかったため、誤食が生じたものです。

再発防止策については、食物アレルギーは、児童の命に関わることなので、今後は、アレルギー情報の入力と確認作業を行う際は、「入力する担当者を決めて作業に集中すること」「確認作業は複数名で読み合わせにより実施すること」を徹底しました。

また、合わせて確認作業を担当者である栄養教諭だけに任せるのではなく、調理業務を行う委託事業者側にも、アレルギー対応が必要な児童生徒の献立に誤りがないか、情報の確認を行うようにしました。

以上が今回の事案の内容となります。

この度は、皆様に、御心配をおかけすることになり誠に申し訳ございませんでした。今後、二度とこのような事案がおこらないよう、全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(緒方委員)

今回のアレルギーの事故は調理場での対応のミスということですが、学校の現場ではアレルギーの対応をするときに、最初に保護者、管理職、栄養教諭、養護教諭そして学級担任等の関係者が医師の診断書をもとに、どういう対応したらいいかということを中心に慎重に詰めた上でアレルギー対応の給食をしていると思います。

今回は調理場でしたが、学校の中でのアレルギーの対応のミスも可能性はあるんだろうと思います。

一方では、こういった複雑な対応を学校現場がするということは、学校現場に対して負担をかけているという意見もありますし、ただもう一方では、こういう子どもに対し、お弁当を持ってきたらいいじゃないかというような意見もあるんですけども、可能であれば、子どもにはみんな楽しく給食を食べさせてあげたいという気持ちもあるろうかと思いますので、学校現場、そして調理場も含めたところで、今後ともアレルギー対応を慎重にしていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(中村課長)

御意見はごもっともなことで、アレルギー対応では調理場もそうですけども、学校現場も確かに負担等ございますが、児童生徒には同じように給食をなるべく食べさせてあげたいという気持ちは関係者一同思っておりますので、今後、安全管理を徹底して、また、なるべくその負担を軽減できる方法がないか、学校現場の意見もお聞きしながら安全を第一に取り組んでいきたいと思っています。

(教育長)

アレルギーによる事故というのは、学校給食ではあってはならないということで、本市が民間委託をしていることの一つの利点が、民間のノウハウを活用しながらアレルギーの除去食対応ができるという部分だと思います。

そういった意味で、そういう民間の力も十分に活用しながら、かつ、人間のヒューマンエラーに

よる今回発生した事案ということでございますので、そのようなことがないように、命に関わることだということを十分に肝に命じて、また、子どもたちにとってみては、自身がその除去食でみんなと同じ給食を食べられるという喜び、給食への楽しみというものが、食べられない間本当に残念だったということでしたので、また再開して食べられるようになったことに対して、子どもたちに給食に対する喜びを持ってもらえるようにしていきたいと思いますので、命に関わるということを中心に把握していただきながら取り組んでもらったと思います。

他に御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

ないようでございますので、本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆様から何か御意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして、本日予定の日程は終了いたします。

これを持ちまして、令和7年第7回定例会を閉会いたします。

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。